令和3年3月 吉日 医療法人社団青友会 青木内科・眼科 デイケアこもれび 管理者 青木 泰然 責任者 吉田 俊一郎

令和3年度介護保険制度の改定に伴うご利用料金変更のお知らせ

拝啓 春風の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当事業所の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、この度、厚生労働省より令和3年度介護保険制度改定のお知らせが、全国の介護サービス事業所に通 達されました。これに伴い当事業所においても、令和3年4月からの、介護サービス内容の変更及び新設され る加算の算定項目が決定致しましたので、ご連絡させていただきます。

なお、厚生労働省からの改定内容の通達が遅れたこともあり、ご利用者様、ご家族様へのご連絡が遅くなりましたことを心よりお詫び申し上げます。今後もより一層質の高いサービスを提供させていただけるよう、スタッフー同研鑽を重ねてまいります。皆様のご理解、ご協力のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

敬具

①通所リハビリテーション事業所の基本サービス単位数の変更

(例1) 要介護3 一日利用 6時間以上7時間未満の場合

改定前:874 単位/日 → 改定後:919 単位/日

(例2) 要支援の場合 ※1

要支援 1 改定前: 1721 单位/月 \rightarrow 改定後: 2053 单位/月 要支援 2 改定前: 3634 单位/月 \rightarrow 改定後: 3999 单位/月

※1 要支援1または要支援2のご利用者様が、令和3年4月から12ヶ月を越え、当事業所を引き続きご利用される場合は、13ヶ月目から基本サービス単位数が減算となります。

(要支援1…20単位/月 要支援2…40単位/月 が減算)

*改定後の要介護度別基本サービス単位数については別紙をご参照ください。

*基本単位数の変更に伴い、現在算定させていただいております、介護職員処遇改善加算及び、介護職員等特定処遇改善加算の単位数も変更となります。

介護職員処遇改善加算 I:合計単位数に 4.7% を乗じた値

介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ:合計単位数に 1.7% を乗じた値

②入浴介助加算の変更(当施設にて入浴される方のみ)

改定前:50 単位/日 → 改定後:60 単位/日 (入浴介助加算Ⅱ) ※2

※2 当事業所の理学療法士または介護福祉士が、ご利用者様のご自宅を訪問し、浴室環境の確認を させていただきます。その後、ご利用者様の入浴動作を踏まえて、理学療法士が入浴計画書を作成し、 計画書をもとに当事業所にて入浴介助を実施いたします。

③サービス提供体制強化加算の名称変更

サービス提供体制強化加算 II から、サービス提供体制強化加算 III に名称が変更となります。単位数 に変更はありません。X3

要介護の場合:6単位/日

要支援の場合:要支援1…24単位/月 要支援2…48単位/月

※3 サービス提供体制強化加算Ⅲの算定にあたり、①介護職員の内、介護福祉士が 40%以上在籍すること、または②勤続年数 7 年以上の介護職員が 30%以上在籍することが算定要件となります。

*今後、当事業所に在籍する介護福祉士の人数によって、より上位の加算となるサービス提供体制強化加算 I または II の算定をさせていただく場合があります。

④科学的介護推進体制加算の算定 (新設)

改定後:40 単位/月

*科学的介護推進体制加算を算定させていただくにあたり、定期的にご利用者様の基本情報、心身機能の状態等を当事業所の職員にて確認させていただき(6ヶ月に1回の頻度)、内容を厚生労働省へ科学的介護情報システム(通称LIFEシステム)を用いて報告することといたします。また、得られた情報をリハビリテーション実施計画書に反映させて、定期的にご利用者様、ご家族様にお伝えいたします。

⑤リハビリテーションマネジメント加算 I の廃止

要支援 要介護 共通 改定前:330単位/月 → 改定後:廃止

- *当事業所にて算定させていただいておりました、リハビリテーションマネジメント加算 I については、令和3年4月より廃止となります。
- *今後、当事業所を新規で利用されるご利用者様につきましては、令和3年4月より名称変更となる、 リハビリテーションマネジメント加算(A)イ または、(B)イを算定させていただく場合があり ます。

⑥新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取り扱いについて (以下第 12 報)の廃止

厚生労働省からの第 12 報の通達を受け、サービス提供時間の区分や回数に応じて基本単位数の 2 区分上位を算定させていただく臨時的な措置を、令和 2 年 7 月より開始させていただいておりましたが、令和 3 年 3 月末をもって廃止となります。

改定前:サービス提供時間の区分や回数に応じて基本サービス単位数の2区分上位を算定

改定後:廃止

⑦新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価

- (ア)新型コロナウイルス感染症に対応するための特例的な評価として、 $\frac{6}{1}$ 1 日から令和 3 年 9 月 30 日までの間、基本サービス単位数に 0.1%(1/1000)を乗じた値を加算させていただきます。
- (イ) 通所リハ感染症等対応加算(要支援者を除く)
- 1ヶ月の延べ利用者数が前年度の平均延べ利用者数から5%以上減少した場合、3ヶ月の間(利用者数の減少が続く場合は最大12ヶ月間)、基本サービス単位数に3%(3/100)を乗じた値を加算させていただきます。

※当事業所では、令和3年4月から算定を開始させていただく予定です。

(例) 要介護 3 一日利用 6 時間以上 7 時間未満の場合 … 919 (基本単位数) ×0.03 = 28 単位

お知らせの内容についてご不明な点などございましたら、<u>担当の 磯村、国枝</u> までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、下記に記載しております同意書に、日付と氏名をご記入の上、大変お手数ではございますが当 事業所に再度お持ちいただきますようお願いいたします。また、この件は契約時にお渡しした重要事項 説明書の変更、追加事項となります。改訂版重要事項説明書をご希望の場合は、当事業所までお知らせ 下さい。

引き続き、当事業所の運営にご理解、ご協力のほど、今後ともよろしくお願い申し上げます。

(デイケアこもれび 電話番号: 058-232-6583)

令和3年度介護保険制度改定のお知らせ文の内容に同意します。

日

令和3年 月

ご利用者氏	名	 	
代筆者氏名	(代筆の場合のみ)		

(別紙) 令和3年度 基本単位数一覧表

	1~2	2~3	3~4	4 ∼ 5	5 ~ 6	6 ~ 7
	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満	時間未満
要介護	365 円	381 円	481 円	538 円	599 円	693 円
1	(353)	(368)	(465)	(520)	(579)	(670)
要介護	397 円	437 円	560 円	626 円	710 円	824 円
2	(384)	(423)	(542)	(606)	(687)	(797)
要介護	425 円	493 円	637 円	712 円	820 円	950 円
3	(411)	(477)	(616)	(689)	(793)	(919)
要介護	456 円	549 円	734 円	823 円	950 円	1102 円
4	(441)	(531)	(710)	(796)	(919)	(1066)
要介護	485 円	606 円	833 円	932 円	1078 円	1251 円
5	(469)	(586)	(806)	(902)	(1043)	(1211)
リハビリテーション提供		+13円	+17 円	+21 円	+24 円	
体制加算(1~3 時間未満はなし)			(12)	(16)	(20)	(24)

※()内は単位数となります。

単位数に 10.33 を掛けた値の1割が一日あたりの基本料金となります。(1割負担の場合)

※上記の金額は一日あたりの基本料金、1割負担の場合のものです。

2割負担、3割負担の方は、それぞれ $\times 2$ 、 $\times 3$ 、が一日あたりの基本料金となります。